

企業の総合力による競争を促進するための 入札方式等の見直しについて

(論点) 企業の能力を総合的に評価し、真に公正な競争を実現するためには、どのような方式を導入し、また、どのような見直しを行うことが適当か。

1. 基本的な考え方

- 従来より、良質な社会資本の整備を効率的かつ着実に推進する観点、不正行為防止の観点や技術と経営に優れた企業が伸びられる透明で競争性の高い市場環境の整備を進める観点から、総合評価方式等の多様な入札方式の導入等入札契約制度の改善が進められてきたところであり、さらに今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、基本理念として、経済性に配慮しつつ、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるべきであること、民間事業者の積極的な技術提案及び創意工夫が活用されること等が明記されたところである。
- 今回、入札方式等の見直しを行うに当たり、価格だけでなく技術や品質を含めた評価の下で、健全な競争を促進することが重要であると考えられる。この際、良質な社会資本整備が豊かな国民生活の実現や自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与することを踏まえ、公共工事の品質確保に資するため、競争に参加する者に対しできる限り技術提案を求めるよう努め、これを評価することが必要である。
- また、現在の建設業を取り巻く環境等を勘案すれば、よりよい仕事をした事業者には適切な評価、優遇を明確に与え、コストの節減だけでなく、より良い仕事をしようとするインセンティブを事業者に与えることが必要であり、このためには、個々の入札を切り離して取り扱うのではなく、事業者ごとに工事成績を適切に評価すること等により、それ以降の入札につなげていくシステムを構築すべきではないか。

- さらに、より効果的で効率的な公共工事を実現するには、対象工事の性格・内容等を勘案しながら、最適な入札契約方式が選択されるべきであるが、工事の規模、工事の難易度、工事の内容の定型性、工事の地域密着性、同種工事の件数等に応じて、求められる受注者の能力と発注者の能力や体制も異なることに留意しつつ検討を行うことが必要ではないか。

2. 具体的な検討事項

(1) 技術提案型の総合評価方式、V E 方式等の普及促進、充実等

- 技術提案型の総合評価方式は、建設業者の技術力や創意工夫を適切に評価し、競争に反映するものであり、主として大規模工事の入札契約において重要な意義を有するものであるが、地方公共団体での導入促進も含め、一層の普及を図るための取組みを行う必要がある。
- 国土交通省直轄工事における技術提案型の総合評価方式では、評価項目として、維持管理費・更新費を含むライフサイクルコストや施設の性能・機能の向上（初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等）、環境の維持（騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染への配慮・対策等）、交通の確保（規制車線数、規制時間等）、安全対策等の項目を評価している。また、評価に当たっては、騒音値などについては数値そのものを評価し得点化するが、数値化が困難な項目については「優・良・可」といったランクでの判定を行うほか、競争参加者の「順位」に応じて得点を付加すること等により得点を定め、それらの得点を入札価格で除した評価値を算出し、評価値が最も高い者を落札者として決定する方法を採用している。
- 今後は中小規模の工事についても、その特色に応じて総合評価方式の適用を拡大していくことが必要ではないか。そのため、例えば交通規制方法や騒音防止対策等についての比較的簡易な技術提案を求め、評価すること等も検討を行うべきではないか。
- また、技術評価割合の拡大や総合評価管理費の計上についても検討すべきではないか。
- さらに、地方公共団体での取組みを促進するため、地方の実情にも鑑み、上記のような簡易な技術提案に基づく総合評価方式も導入できる

よう、国による情報提供や事例集の作成、研修の実施等を積極的に行うべきではないか。

- VE 方式等による技術提案の促進を図ることが必要であると考えられるが、そのためのインセンティブの充実を図る必要があるのではないか。現在においても、契約後VEについては、発注者の証明があれば技術提案による節減額を経営事項審査の完工高から減じないこととしているほか、かなりの発注者において、技術提案による節減額の1/2を受注者に支払うことや、主観点等でのプラス評価を行うことなどに取り組んでいるが、このような考え方を普及させるべきではないか。
- 技術評価の充実等にあわせ、評価の公正・中立性を高めるためにも、関係情報の公表を徹底すべきではないか。さらに、中立的な第三者機関の活用も図るべきではないか。

(2) より高度な技術提案への対応等

- 高度な技術提案を求める場合には、予定価格の上限拘束性が、技術提案の制約となることがないように、その技術提案の内容を踏まえて予定価格を設定することができるものと公共工事の品質確保の促進に関する法律に規定されたところであるが、その実施に当たっては、民間技術力の最大限の活用、民間事業者の負担増大の抑制、透明性・公平性の確保、事務負担の増大の抑制等の観点から、どのような点に留意して実施すべきか。
- さらに、民間の技術力の一層の活用を図る観点からも、事業の特性に応じて設計施工一括方式の活用を図るとともに、将来的な課題として公募型プロポーザル方式（競争的な随意契約）の導入の可能性についても検討すべきではないか。

(3) 施工能力等の評価の充実

- 公共工事全般について、丁寧で質の高い施工を確保するとともに、優良な事業者の育成を図ることが必要である。このためには、それぞれの工事について、当該事業者の施工能力を踏まえ、より適正な施工を確保しうると考えられる事業者を積極的に選定することが必要ではないか。また、そのことを通じて事業者全体に施工の質の向上へのインセンティ

ブが継続的に生じるシステムを構築していくべきではないか。

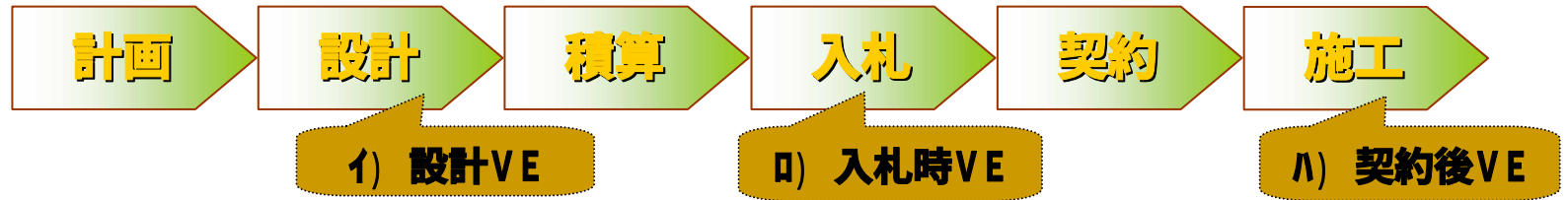
- その際、上記（１）のとおり、比較的簡単な項目についてのものを含め、できる限り技術提案を求め、それを評価することに努める一方、価格だけでなく技術や品質を含めた評価をより広範に普及させる観点から、過去の同種工事の成績（実績の有無を含む）、配置予定技術者の資格及び経験のほか、地域の特性や工事の特性に応じた事項（監督・検査の軽減（ISO9001の取得）、環境への取組み（ISO14001の取得等））等であって、当該工事の施工に係るものを客観的に評価、点数化して、落札者決定に反映させる入札方式の導入についても検討すべきではないか。
- このような施工能力等を評価する入札方式を行う際には、評価項目の選定やその評価手法について、恣意性を排除し、客観性を担保するための措置を講ずるべきではないか。
- なお、地方自治法施行令において、総合評価方式について、落札者決定基準の設定、総合評価の実施の決定、落札者の決定の各段階において、学識経験者の意見を聴くこととされているが、上記のような客観的な事項により施工能力等を評価する場合には、より効率的、弾力的な運用を可能とすべきではないか。

（４）入札における偶然性の排除

- 丁寧で質の高い施工を確保するとともに、優良な事業者の育成を図るためには、競争において、当該工事の施工について、より能力が高く、また、意欲も高い事業者を適切に選定することが重要であり、偶然により落札者が決定してしまうというような事態は排除することが必要ではないか。
- 特に会計法令、地方自治法令では、同価格入札の際には抽選により落札者を決定することとされているが、最低制限価格の事前公表等により多数のものによる抽選落札が多発しているような状況に対し、どのような対応を検討すべきか。例えば、最低制限価格の事前公表や同価格を類推させる予定価格の事前公表を抑制する必要もあると考えられるがどうか。また、同価格入札の場合に、過去の工事成績や処分歴等の事項を考慮して、落札者を決定できるようにすることも検討すべきではないか。

技術提案による競争の促進

1. V E方式



- イ) **設計VE**： 設計時に、VE 検討組織を発注者又はVE 検討業務委託先（建設コンサルタント）に設置し、VE 検討組織が提出した基本設計あるいは詳細設計に対しての代替案について、発注者内部に設置したVE 審査会が検討を行い、VE 提案が採用された場合にはその提案を基に設計・積算を行う方式。（工事発注については通常の入札による。）
- ロ) **入札時VE**： 工事の入札時に入札参加者の技術提案を受け、技術提案が発注者の事前審査で承認された場合、当該提案を行った入札参加者はその技術提案を基に入札することができる方式。（発注者が行う予定価格の積算等には反映されない。）
- ハ) **契約後VE**： 工事の契約後に受注者からの技術提案を受け、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更し、受注者には縮減額の一部を支払う方式。

2. 設計・施工一括発注方式

施工方法が複数ある場合、設備工事等で設計と製造・施工が密接不可分な場合等において、最良の設計・工法の採用を可能とすること等の観点から、通常分離して発注している設計・施工を一括して発注するもの。概略の仕様に基づき設計案を受け付け、審査の上、入札参加者が各自の技術提案に基づき入札し、価格競争又は総合評価により落札決定を行う方式。

3. 総合評価落札方式

会計法第29条の6第2項・予算令第91条第2項に基づき、財務大臣との協議により、価格その他の条件[※]が国にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方法。

※ 価格その他の条件：工期、機能、安全性などの価格以外の要素

総合評価落札方式

工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式。

【実施事例】

◆適用工事： 橋梁撤去工事

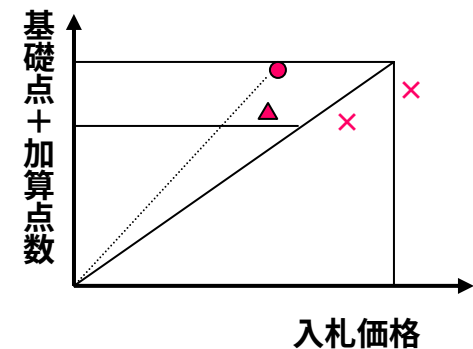
◆評価項目： 通行止による社会的損失を低減するため、通行止短縮時間と入札価格を総合的に評価。

【評価値＝（90点＋通行止時間短縮時間*1.43点）／入札価格】

平成14年度： 全発注金額の2割を目標として実施

⇒ 450件、約3,300億円（20.3%）で試行

平成15年度： 全発注金額の2割以上を目標に実施



総合評価の評価事例 (国交省)

大分類	小分類	具体例
ライフサイクルコスト	維持管理費	消費エネルギー (電力、燃料) をどのように低減させるか
性能・機能	初期性能の持続性	供用後の路面の轍掘れを如何に抑制するか
	騒音低減	供用後の走行騒音を何dB低下できるか
	耐久性	鉄筋の腐食を防止するため、コンクリートのひび割れを如何に抑制するか
	安定性	走行車両の安定性を保つため、床版コンクリートの平坦性をどのように向上させるか
環境の維持	騒音	工事中の工事騒音を何dB低下できるか
	振動	工事中の工事振動を少なくするためにどのような対策をとるか
	粉塵	工事用車両の走行による粉塵をどのように抑制するか
	水質汚濁	濁水のpH値を如何にして下げる (上げる) か
	大気汚染	NO _x ・SO _x 等の排ガスをどのように抑制するか
	生活環境	近隣住民とのコミュニケーションをどのように図るか
	生態系	貴重動植物の生息地の改変面積を如何に少なくするか
交通の確保	規制時間	工事に伴う交通規制時間の短縮効果
	交通ネットワークの確保	車線規制・迂回路使用の日数短縮効果
特別な安全対策	安全対策の良否	一般車両・歩行者の安全をどのように確保するか
省資源対策又は リサイクル	省資源対策	現地発生材を如何に有効活用するか
	リサイクルの良否	解体コンクリートを如何に再利用するか
その他	その他	

多様な入札契約方式：実施件数の推移

年度	9	10	11	12	13	14	15
総合評価落札方式	—	—	2	5	34	472	617
入札時VE (対象工事件数) ※1	35	17	18 (2)	19 (5)	74 (34)	491 (472)	689 (617)
契約後VE (対象工事件数)	101	134	282	320	1638	2081	2272
設計・施工一括発注方式	2	1	1	4	14	15	19
マネジメント技術活用方式	—	—	—	1	5	6	3

※1 () 内の数字は、総合評価落札方式の案件

※2 平成12年度以前は旧建設省の数値を記載

公共工事の品質確保の促進に関する法律の概要

目 的

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保を促進。

基本理念

- 公共工事の品質は、
 - ① 社会資本を整備するという公共工事の社会経済上の重要な意義にかんがみ、現在・将来の国民のため、国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、
 - ② 建設工事の特性（目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質は受注者の技術的能力に負うところが多いこと等）にかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、
 - ③ 工事の効率性、安全性、環境への配慮等が品質を確保する上で重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保。
- 公共工事の品質確保に当たっては、
 - ①受注者としての適格性を有しない建設業者の排除など入札・契約の適正化、②民間事業者の能力の活用、③請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結、その誠実な履行、④公共工事に関する調査・設計の品質確保に配慮。

発注者の責務

- 発注者は、発注関係事務（仕様書・設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督、工事中・完成後の確認・評価等）を適切に実施。
- 発注者は、施工状況の評価等の資料が有効に活用されるよう保存。また、必要な職員の配置等に努力。

政府等の取組み

- 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針を策定。関係省庁、地方公共団体等は、基本方針に基づき必要な措置を実施するよう努力。
- 政府は、関係行政機関による協力体制の整備等を措置。

品質を確保するための発注手続

- 発注者は、競争参加者の技術的能力（工事の経験、施工状況の評価、配置予定技術者の経験等）を審査。
- 発注者は、競争参加者から技術提案を求めるよう努力し（工事の内容からみて必要がない場合は除外）、中立・公正な審査・評価が行われるよう必要な措置を講じて、これを適切に審査・評価。提案内容によっては公共工事を確実に実施できないと認めるときは、その提案を不採用とすることが可能。
この際、評価方法等に関する情報を公表。
- 発注者は、技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることが可能。
その過程の概要は公表。
- 発注者は、高度な技術等を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査後に予定価格を定めることが可能。
この際、学識経験者の意見を聴取。

発注者の支援

- 発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であるときは、他の地方公共団体その他の者の能力を活用するよう努力。その際、知識・経験、法令順守・秘密保持等の条件を備えた者を選定するとともに、選定した者が行う発注関係事務の公正性を確保するため必要な措置。
- 国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施することができる者の育成等に努力。

施行日等

- 平成17年4月1日から施行。
- 政府は、施行後3年経過の場合、本法の施行状況等について検討し、必要があると認めるときは、検討結果に基づいて所要の措置。

プロポーザル方式の例 (官庁施設に係る建築設計の場合)

官庁施設に係る建築設計業務を発注する場合において、優れた創造性や高度な技術力などが要求されるものについては、建設コンサルタント等から技術力や経験、プロジェクトに臨む体制などを記載したプロポーザル (提案書) の提出を求め、評価基準に基づき公正に評価し、最も適した設計者を選定するプロポーザル方式を導入している。

手続の流れ (公募型の場合)

プロポーザルの準備

手続開始の公示

説明書の交付

参加表明書の受領

技術提案書の提出者の選定

選定通知 提出要請書の送付

技術提案書の受領

ヒアリングの実施

技術提案書の評価

技術提案書の特定通知

契約の締結

都道府県・政令市における技術提案型の総合評価方式の導入状況

公共工事の入札において、価格に加え、入札に参加する業者に対し、環境の維持・交通の確保・特別な安全対策等の技術提案を求め、それらを総合的に評価して落札者を決定する入札方式

総合評価入札の実施要領を策定している団体数	17団体	過去に総合評価入札を実施したことがある団体数	14団体	平成16年度に実施された総合評価入札の件数	30件
-----------------------	------	------------------------	------	-----------------------	-----

都道府県・政令市における施工能力審査型の総合評価方式の導入状況

個別工事の技術提案を求めず、過去の工事实績・工事成績・配置予定技術者の経験や資格などを価格とともに総合的に評価して落札者を決定する入札方法

施工能力審査型の総合評価入札の実施要領を策定している団体数	2団体	過去に施工能力審査型の総合評価入札を実施したことがある団体数	1団体	平成16年度に実施された施工能力審査型の総合評価入札の件数	32件
-------------------------------	-----	--------------------------------	-----	-------------------------------	-----

都道府県・政令市における選抜入札方式の導入状況

公共工事の入札において、配置予定技術者の確認や会社更生法等の経営状況や本店支店の所在地といった通常求める入札条件の他に、工事成績の平均点数やISOの取得といった項目を満たす者を評価し、選抜して行う入札方式

選抜事例	指名競争入札における 評価団体数	公募型指名競争又は制限付一般競争入札における 評価団体数
過去○年間の全ての工事成績の平均が○○点以上の業者を指名あるいは参加条件とする	0団体	2団体
過去○年間の同種工事のみの工事成績の平均が○○点以上の業者を指名あるいは参加条件とする	2団体	3団体
前回の優良工事表彰業者だけを指名あるいは参加条件とする	2団体	2団体
その工事の施工に必要な建設機械を保有している業者を限定して指名あるいは参加条件とする	3団体	0団体

選抜事例	指名競争入札における 評価団体数	公募型指名競争又は制限付一般競争入札における 評価団体数
ISO9001を認証取得している業者を限定して指名あるいは参加条件とする	1団体	8団体
ISO14001を認証取得している業者を限定して指名あるいは参加条件とする	0団体	1団体
災害が起こった場合の協力体制を締結している業者を限定して指名あるいは参加条件とする	0団体	1団体
その他	1団体	0団体
※その他の事例	・地方公共団体が認定するエコ事業者	

東京都「施工能力審査型総合評価入札」の概要 (平成17年度より試行)

適用工事の範囲

工事成績不良が集中している中小規模工事及びくじ引き落札案件が多発している設備工事を対象

施工能力評価点の算定方法

以下の点数の合計点 (18点満点)
を施工能力評価点とする。

○工事成績評価点 (13点満点)

工事成績評価点＝

(工事成績評定通知書の
総評定点の平均点－3.75) ÷ 7.5

※平均点: 直近5件までの実績の相加平均

○配置予定技術者の資格点 (3点満点)

1級技術者 : 3点

2級技術者 : 2点

その他の技術者 : 1点

○配置予定技術者の実績点 (2点満点)

同種工事の監理技術者 : 2点

主任技術者 : 1.5点

担当技術者 : 1点

類似工事の監理技術者 : 1.5点

主任技術者 : 1点

担当技術者 : 0.5点

価格点の算定方法

○価格点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

※最低制限価格が2/3～80/100で設定されるため、
価格点の範囲は20～33点となる。

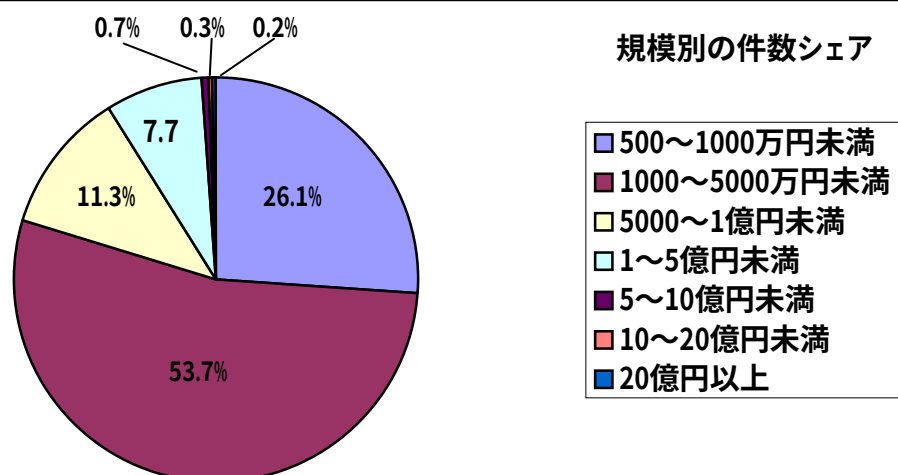
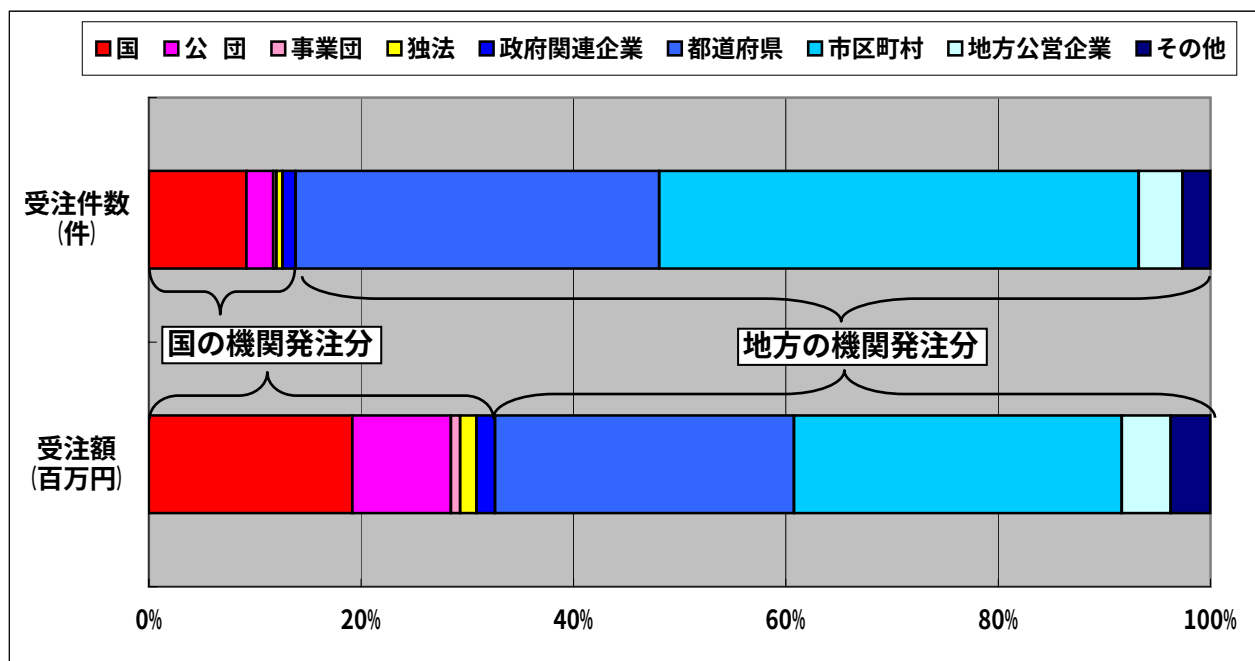
落札者の決定方法

価格点と施工能力評価点の合計点
の一番高い者を落札者とする。

○ 発注機関別受注状況（1件500万円以上の工事）

平成15年度計

発注機関			受注件数（件）		受注額（百万円）	
発注機関	国の機関	国	22,158	9.2%	2,440,705	19.2%
		公 団	6,112	2.5%	1,181,141	9.3%
		事業団	739	0.3%	113,368	0.9%
		独立行政法人	1,385	0.6%	195,180	1.5%
		政府関連企業	2,950	1.2%	222,755	1.7%
		小計	33,344	13.8%	4,153,149	32.6%
	地方の機関	都道府県	82,648	34.3%	3,585,895	28.2%
		市区町村	108,946	45.2%	3,929,277	30.9%
		地方公営企業	9,916	4.1%	587,685	4.6%
		その他	6,352	2.6%	475,414	3.7%
		小計	207,862	86.2%	8,578,271	67.4%
	合計		241,206	100.0%	12,731,420	100.0%



資料：国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課
建設工事受注動態統計調査（平成15年度分）

○ 地方公共団体における予定価格の公表について

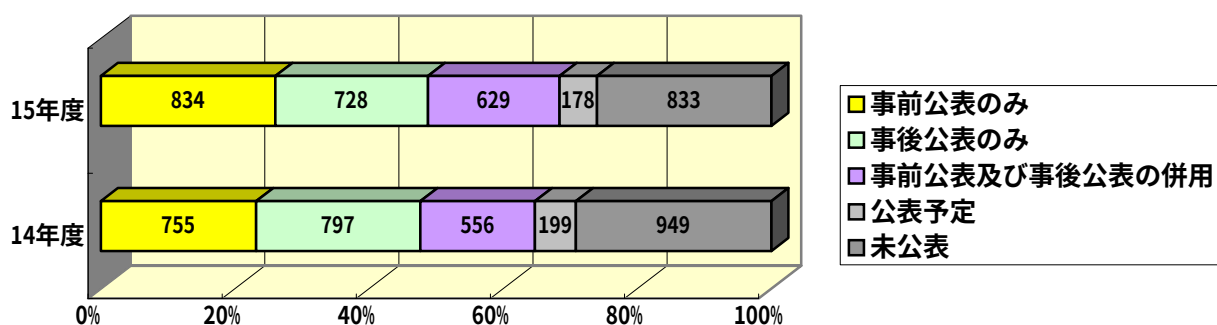
(平成16年3月末現在)

予定価格の事前公表については、予定価格漏洩を防止し、職員の不正行為防止に資するものであるが、落札価格が高止まりする、十分な積算も行わない不良不適格業者の参入を容易にするといった懸念もある。

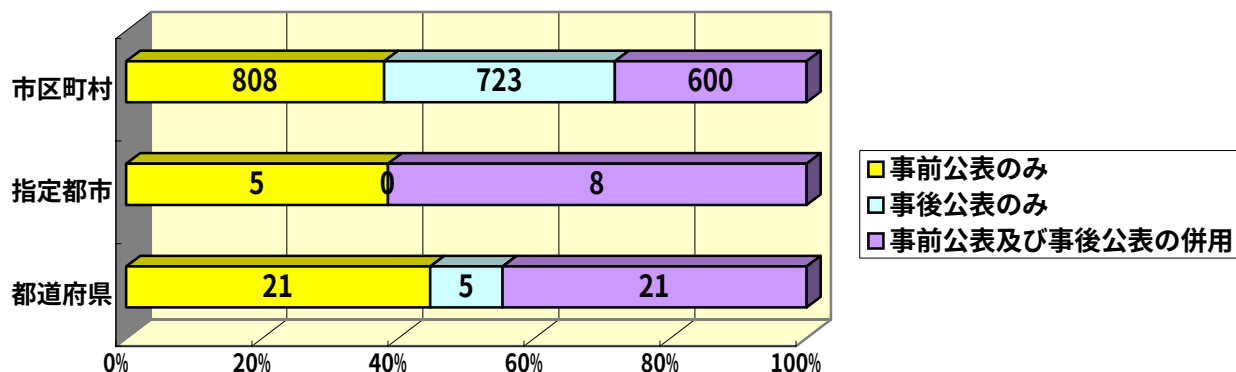
14年度と15年度を比較すると、公表を行う団体数は横這いであるが、事後公表が減少し、事前公表が増加する傾向となっている。

	事前公表のみ		事後公表のみ		事前公表及び事後公表の併用		公表予定		未公表	
	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
都道府県	18 38.3%	21 44.7%	7 14.9%	5 10.6%	22 46.8%	21 44.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	5 38.5%	5 38.5%	2 15.4%	0 0.0%	6 46.1%	8 61.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	732 22.9%	808 25.7%	788 24.7%	723 23.0%	528 16.5%	600 19.1%	199 6.2%	178 5.7%	949 29.7%	833 26.5%
計	755 23.2%	834 26.1%	797 24.5%	728 22.7%	556 17.1%	629 19.6%	199 6.1%	178 5.6%	949 29.1%	833 26.0%

全地方公共団体における予定価格の公表状況



予定価格を公表している団体における公表の時期(平成15年度)



○ 地方公共団体における最低制限価格の公表について (平成16年3月末現在)

最低制限価格については、この制度を導入している団体の約4割がこれを公表している。

最低制限価格の公表については、予定価格の事前公表と併用する場合は、最低制限価格と同額で複数の者が入札する事態が生じやすく、いわゆる抽選落札を招くことが少なくない。

	公表済み		公表予定		未公表	
	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
都道府県	27 65.8%	29 69.0%	2 4.9%	1 2.4%	12 29.3%	12 28.6%
指定都市	8 80.0%	9 90.0%	1 10.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%
市区町村	672 38.1%	734 41.0%	184 10.4%	147 8.2%	911 51.5%	908 50.8%
計	707 38.9%	772 41.9%	187 10.3%	149 8.1%	924 50.8%	920 50.0%

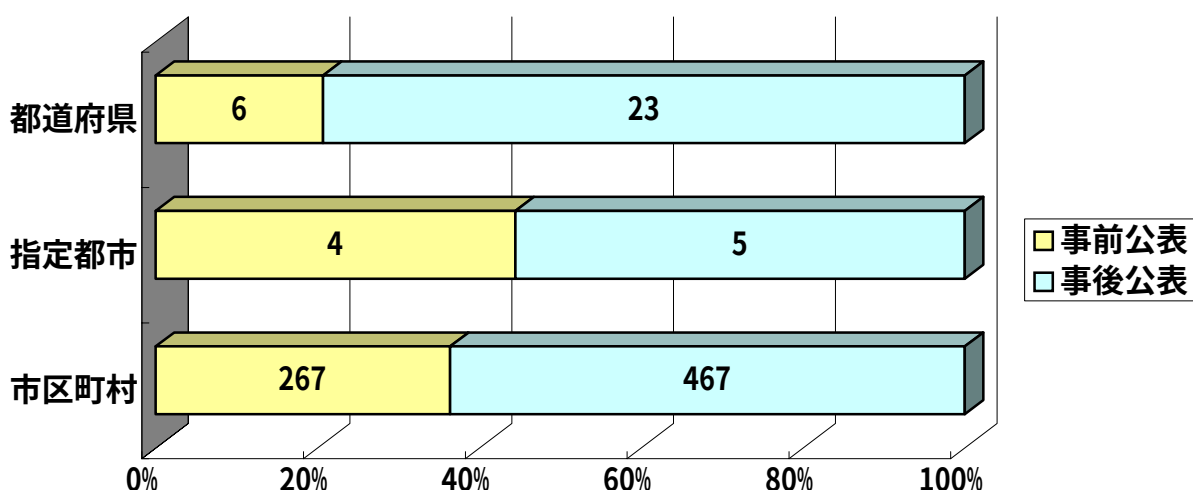
※ 最低制限価格制度を採用していない発注者を除く。

都道府県 5団体 (H15.3時点 6団体)

指定都市 3団体 (H15.3時点 3団体)

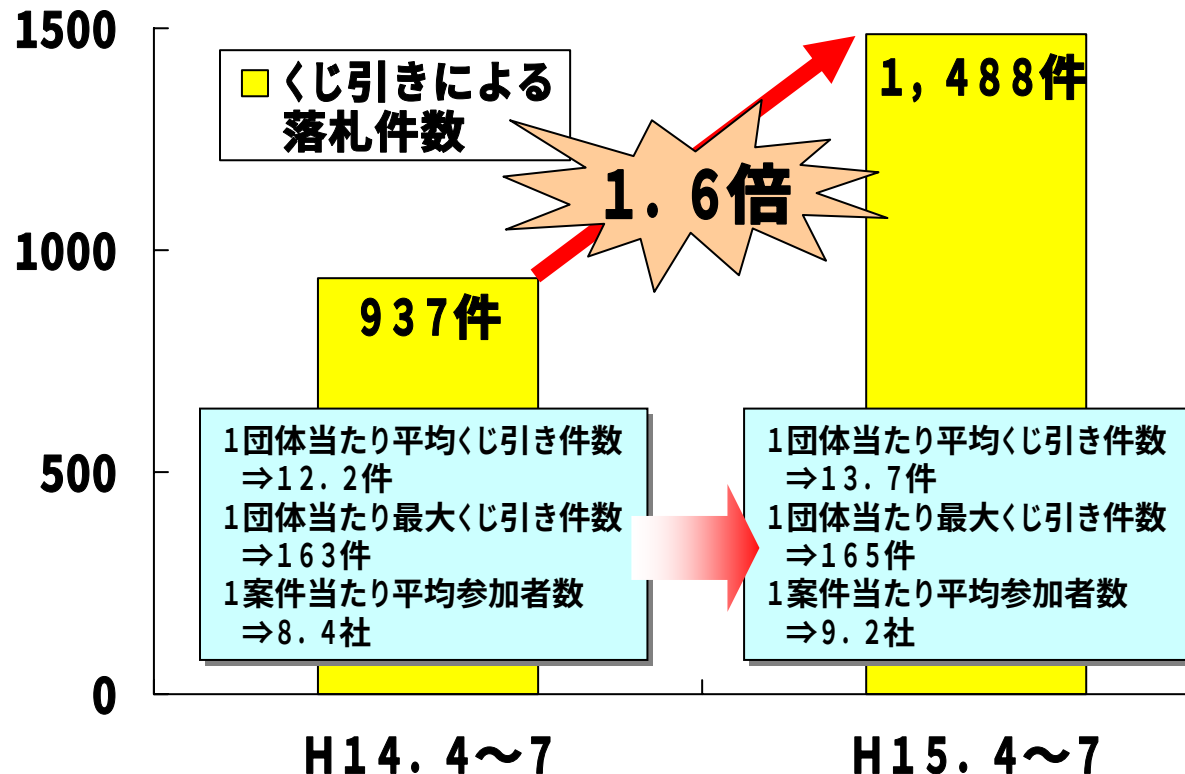
市区町村 1353団体 (H15.3時点 1429団体)

最低制限価格の公表時期 (平成15年度)



地方公共団体におけるくじ引きによる落札決定の実態

- 全国の地方公共団体のうち、最低制限価格制度を導入している1,826団体を対象に実態調査を実施
- 最低制限価格を事前公表しているのは236団体。この約60%に相当する145団体においてくじ引き落札が発生
- H14年度とH15年度の同時期(4～7月)で比較すると、くじ引きによる落札件数はおおよそ1.6倍に急増



くじ引き発生団体数 (H14. 4～H15. 7)	145団体
くじ引き落札件数 (H14. 4～H15. 7)	5,337件
1団体当たり 年平均くじ引き落札件数	32.3件
1団体当たり 最大くじ引き落札件数	773件
1案件当たり 平均くじ引き参加者数	7.7社

総合評価方式に係る関係法令の規定

○ 会計法

第29条の6

- 2 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

○ 予算決算及び会計令

（交換等についての契約を競争に付して行なう場合の落札者の決定）

第91条

- 2 契約担当官等は、会計法第29条の6第2項の規定により、その性質又は目的から同条第1項の規定により難い契約で前項に規定するもの以外のものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

○ 地方自治法施行令 ※地方自治法上、特に明記されておらず、施行令で規定されている。

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

- 4 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第167の13 第167条の7から第167条の10まで及び第167条の10の2（第5項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

同価抽選（くじ引き）に係る関係法令の規定

○ 予算決算及び会計令

第83条 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、契約担当官等は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

○ 地方自治法施行令

第167条の9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

第167条の13 第167条の7から第167条の10まで及び第167条の10の2（第5項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。